

## 平成26年度 第1回越谷市障害者施策推進協議会会議録

**1 日時：**平成26年7月8日（火） 14:30～16:00

**2 場所：**越谷市役所本庁舎5階 第1委員会室

**3 出席者等：**

- (1) **出席委員：**10名：朝日委員、星野委員、矢田委員、鈴木委員、吉田委員、松澤委員、高野委員、阿保委員、笹川委員、並木委員
- (2) **欠席委員：**9名：松田委員、深代委員、益子委員、伊藤委員、池ノ谷委員、小柳委員、庄司委員、宮下委員、赤根委員
- (3) **事務局：**竹内福祉部副部長兼高齢介護課長、渡邊子ども家庭部副部長兼保育課長、藤城障害福祉課長、高橋子育て支援課長、角屋障害福祉課副主幹兼障害福祉推進係長、山元自立支援担当副主幹、山田自立支援担当主査、小林自立支援担当主査、秋山自立支援担当主査、小西障害福祉推進係主査、土屋障害福祉推進係主事、服部子育て支援課児童福祉担当主事

**4 傍聴者：**3名

**5 次第**

- 1 開会      2 会長あいさつ      3 議事
- 4 その他      5 閉会

≪ 3 議事 ≫

(1) 報告事項

- ① 第3次越谷市障がい者計画の進捗状況について
- ② 第3期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について
- ③ 第4期越谷市障がい福祉計画・第4次越谷市障がい者計画の策定に係るアンケート調査について

**6 会議資料**

- ・ 会議次第
- ・ 第4期越谷市障がい福祉計画について
- ・ 第3次越谷市障がい者計画進捗状況報告【資料1】
- ・ 第3次越谷市障がい者計画進捗状況一覧【資料2】
- ・ 第3期越谷市障がい福祉計画進捗状況報告【資料3】
- ・ 第4期越谷市障がい福祉計画及び第4次越谷市障がい者計画の策定に係るアンケート調査設問一覧
- ・ 第4期越谷市障がい福祉計画及び第4次越谷市障がい者計画の策定に係るアンケート調査票（見本として身体障がい者用を配布）

・中核市移行による（仮）社会福祉審議会障害者福祉専門分科会への越谷市障害者施策推進協議会の機能移行について【案】

## 【内容】

### 1 開会

司 会： 本日は大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。  
ございます。

ただいまより、「平成26年度第1回越谷市障害者施策推進協議会」を開会させていただきます。

はじめに、本協議会委員の変更についてご報告させていただきますので、お配りしております委員名簿をご参照ください。第2号委員で越谷公共職業安定所より選出されておりました加藤秋雄委員、春日部保健所より選出されておりました島袋洋子委員、埼玉県立越谷西特別支援学校より選出されておりました宝満宏至委員の異動に伴い、平成26年4月1日より次の方に後任の委員をお願いすることとなりました。

越谷公共職業安定所 矢田進一郎様、春日部保健所 鈴木しげみ様、埼玉県立越谷西特別支援学校 伊藤えつ子様でございます。よろしく願いいたします。なお、伊藤えつ子様につきましては、本日も都合によりご欠席の旨、ご連絡をいただいております。ただ今ご紹介させていただきました3名の方の任期につきましては、前任者の残任期間である平成26年4月1日から平成26年8月8日までとなります。ここで、今回が初めての会議へのご出席となります、矢田 進一郎委員、鈴木 しげみ委員より、ごあいさつをお願いしたいと存じます。矢田委員様よりお願いいたします。

委 員： 皆さんこんにちは。私はハローワーク越谷職業安定所の矢田といいます。この4月1日から、ハローワーク東松山から転勤してまいりました。自己紹介的なお話をさせていただきますと、東松山の安定所で十数年前、障がい者雇用専門官ということでこの仕事に携わっておりました。大変難しく、また重要な仕事かと思っております。このような仕事に私が委員として参加できることを、今回大変喜んでおります。どうかよろしく願いいたします。

司 会： 続きまして、鈴木委員様、よろしく願いいたします。

委 員： 皆さんこんにちは。春日部保健所の鈴木と申します。よろしく願いいたします。私はこの4月、県庁の保健医療政策課というところか

ら転勤してまいりまして、転勤したといっても、その前にも春日部保健所におりましたので、出戻りのような形ですが、現在春日部保健所で、母子と精神保健の担当の部署で仕事をさせていただいています。27年度に越谷市さんは中核市になられるということで、保健所の準備という部分でも、お手伝いをさせていただいております。いろいろとお世話になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。次に、本日ご欠席の方をご報告させていただきます。2号委員、深代真吾委員、益子甲寿委員、伊藤えつ子委員、池ノ谷龍市委員、3号委員、小柳敬委員、庄司さゆり委員、宮下昭宣委員、4号委員、赤根圭介委員から、ご都合によりご欠席の旨、ご連絡をいただいております。次に、私ども事務局の職員等についてですが、お手元に氏名等の一覧資料と席次表をお配りいたしておりますので、大変恐縮ではございますが、それらをもって個々の紹介に代えさせていただければと思います。

それでは、朝日会長にごあいさつをお願いいたします。

## 2 会長あいさつ

会 長： 皆さんこんにちは。今日はお暑い中、ご参集いただきありがとうございます。日程の変更等でご迷惑を掛けて、私もその責任の一端を担っておりますので、改めてお詫びしたいと思います。また、任期は限定的ではございますけども、新しく委員に加わっていただいた皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。平成26年度第1回の障害者施策推進協議会ですが、まさにこの年度としては、障害者権利条約の批准を迎え、障がいのある方の権利の保障に向けての動きが本格化する中で、今回その後初めての障がい者計画、障がい福祉計画を策定するという事で、大変重要な位置にいないかということを改めて自覚しております。そのような観点から、限られた時間ではございますけども、本日もご審議のほどよろしくお願いいたします。簡単ではありますが開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。次に、本日の資料等の確認をさせていただきます。委員の皆様には、事前に、本日の次第、第3次越谷市障がい者計画進捗状況報告【資料1】、第3次越谷市障がい者計画進捗状況一覧【資料2】、第3期越谷市障がい福祉計画進捗状況報告【資料3】、第4期越谷市障がい福祉計画及び第4次越谷市障がい者計画の策定に係るアンケート調査設問一覧をお配りさせていただいてお

ります。【資料3】（第3期越谷市障がい福祉計画進捗状況報告）につきまして、一部誤りがございましたので、訂正したものを再度お配りしております。お手数ですが、差し替えをお願いいたします。

また、本日、越谷市障害者施策推進協議会委員名簿、事務局職員等一覧、席次表、第4期越谷市障がい福祉計画について、第4期越谷市障がい福祉計画及び第4次越谷市障がい者計画の策定に係るアンケート調査票、中核市移行による（仮）社会福祉審議会障害者福祉専門分科会への越谷市障害者施策推進協議会の機能移行について【案】をお配りさせていただいております。皆様でございますでしょうか。

委員： 資料確認

司会： それでは、これより議事に入りたいと存じますが、議事進行につきましては、条例第4条第3項の規定により、会長にお願いしたいと存じます。

### 3 議事

議長： それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行ができますよう皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、皆様にご承諾いただきたいことがございます。会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、あらかじめ皆様のご了解をいただきたいと存じます。

また、本協議会の傍聴につきましては、「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」に基づき、平成18年度の本協議会設置当初の会議において、委員の皆様にご審議いただき、会議を公開とし、傍聴についての遵守事項を定めてございます。これを踏襲し、進めてまいりたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。

委員： 了承

議長： それでは、本日の会議の傍聴を希望されている方はいらっしゃいますか。傍聴者の入室をお願いいたします。

傍聴者の皆様には、本協議会が定めた傍聴要領をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、早速本日の議事でございます。お手元の次第に従いまして参りたいと思います。まず報告事項の1「第3次越谷市障がい者計画の進捗状況について」及び2「第3期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について」についてですが、関連がございますので、事務局より一括して報告願います。

【報告】 (1)「第3次越谷市障がい者計画の進捗状況について」  
(2)「第3期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について」

事務局：《資料に基づき説明》

- ・第3次越谷市障がい者計画の進捗状況について
- ・第3期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について

議長： ありがとうございます。二つの計画の進捗状況についてご報告いただきました。障がい者計画は全施策にわたりますので、大変幅広く捉えられております。よって、事前にお送りいただいたということもありまして、ご説明は省略させていただきました。もちろんこの協議会では全体を見渡して、進捗についてご意見やご質問いただければと思いますのでどこの部分でも結構かと思います。それでは、どちらからでも結構ですし、共通するところでも結構ですしお願いします。

委員： まず、障がい者の意見を取り入れてくださって、出羽地区センター、南越谷駅、大袋駅等、障がい者の視点でいろいろとつくっていただいたことをこの場をお借りしまして、感謝申し上げます。それから、視覚障がい者の立場ですが、同行援護に関しても、いろいろと利用者の方からお伺いすると、今度の10月までに同行援護の資格を皆さん取らなければならないということで質の向上が見られるということをお伺いしました。これからも、できれば即時性といいますか、事前の申し込みではなく、急な対応にもさらに対応していただけることを願っております。さて、こちらの進捗状況等から5つほどお尋ねしたいと思います。まず一つめ、進捗一覧表（資料2）の26ページ、2番目に出てきます、図書のことですが、昨年度も申し上げましたプレクストークのことで、昨年度の議事録を再読しましたところ、事務局の方が、ある一定の基準をもって公費負担というものをやらせていただかざるを得ないと考えておりますという文言が残っております。ご説明はしておりますが、視覚障がい者は今まではカセットテープで音訳されたものを聞くということだったのですが、実際ただ今、広報等の音訳もすべてデイジーに変わりました。デイジーを聞くためには、特別な機器が必要です。これは去年も申し上げたのですが、圧縮されたものを聞く特殊な機器です。簡単なものでも35,000円、録音もできる機械だと85,000円ということで、障がい者の支給対象が1、2級となっております。それについて、では3級以降の方たちはどうすればよいのかということで、困っている方がいらっしゃいます。私として

は、これはあまねく知る権利という意味でも谷間なのではないかと思っています。今回は事務局の方々がどのようなお考えを持っているのかおろかがいしたいということと、ひとつ提案なのですが、社協で車椅子や福祉車両等の貸し出しがあると思うのですが、プレクストークも社協での貸し出しというのは不可能なのかなと思ひまして、価格的にも車椅子よりもプレクストークのほうが高いという現状があるのではないかと思うので、もし可能でしたらご検討いただければと思います。それから二つめとして、歩行空間の整備ということで資料2の20、21ページあたりに出ている問題なのですが、ひとつは駅前の駐輪の状況が未だに店舗の前の点字ブロックの上に自転車が停められている状況、もしくは全く停めてほしくない場所に次々と停められてしまう状況が見受けられます。その状況について、今後どのようにお考えになっているかということと、もうひとつは、市役所に向かう通りの右の歩道、南側歩道だと思うのですが、これについて誰もが暮らしやすいまちづくり実行委員会でも、自転車と歩行者が同時に存在し危険ということで調査をし、市への提案を行っております。福岡市で条例ができたというニュースを新聞で見たのですが、繁華街の点字の歩道約400メートルが押し歩き推進区間に指定され、罰則はないが指導員が巡回して押し歩きを呼びかけているということでした。やはり自転車と歩行者の事故の危険性が高いということで、平日は午前8時から午後5時、平日以外は午前10時から午後7時等と時間は区切っておりますが、もちろん障がい者だけでなく、お子さんやお年寄りのためにもどのようなことをお考えになっていらっしゃるのか伺ひしたいと思っています。そして三つめは、就労の件で、大きな資料（資料2）の14ページです。本当に越谷市役所の方はいろいろと就労に関して前向きにやっておりますし、実際就労に結びついている方もどんどん見受けられます。14ページの上から2番目で、受け入れ側の意識啓発を図るためとあるのですが、今体験でいろいろな企業に行っている地域適応支援、それに関してひとつ、意見がありまして、この地域適応支援だと、企業側ではお客様になってしまっていて終わってしまえばそれで終わりという傾向があるのではないかということで、少しでも賃金とはいかないかもしれないですが、お金を出すことによって当事者のモチベーションが上がり、そして就労の啓発ということで受け入れた企業も少しお金を払うことによってもっとお金を払った分働いてもらおうという意識改革ができるのではないかという意見がありましたのでお伝えしています。そ

して四つめとして、住居系サービス、19ページですが、中ほどの4住まいの場の確保ということで、これもひとつ意見がありまして、住居系サービスの場合、ちょっと私もよく分からないとことがあるのですが、スプリンクラーの設置が義務付けられるかという話を聞いているのですけれども、アパートや木造のグループホームというケースがあるということで、そういうところにスプリンクラーを付けるということがなかなか難しいのではないかと、あと木造で2階に部屋を設けた場合、何かあったときに下まで浸水してしまうのではないかとということで、そのへんをどうお考えになっているかという質問がありましたのでお伝えします。五つめに、24ページの下から2番目、越谷市災害時要援護者避難支援制度の登録状況について何かお分かりになっていることがあったら教えていただきたいと思います。以上です。

議長： はい。ありがとうございます。今のご質問は進捗状況を踏まえてそれぞれの取り組みについて確認をされたいという理解でよろしいでしょうか。個別の、次の計画にどういう項目を入れるかとか、これからの施策の方向性というのは多分この後の審議、いろいろなアンケート結果等に基づいていくと思いますので、あくまでも、今日の進捗状況を踏まえて、お気づきの点について確認という範囲でよろしいですか。他に関連するものも含めて、いくつかまとめるのほうが良いと思いますので、ございますか。よろしいですか。それでは事務局に順次お願いしたいと思います。

事務局： まず今委員さんからお尋ねの図書のサービスに係るプレクストークの支給に関して、現在1、2級の方を対象にしている、3級以下の方は対象でないというふうなお問い合わせでございますが、昨年、広報誌の、今までカセットテープで録音していただいていたボランティアさんがありまして、デイジー化に伴って切り替えるときに、主に1、2級の方が登録されていて広報誌等を毎月テープで送っていただいていた、カセットから切り替えるにあたって、当然プレクストークが必要だろうということで、登録者の方に対してご案内等差し上げたところ、事実上今登録者の方が25、6名いらっしゃるうちの4件か5件くらいしか、プレクストークが必要だと言っただけませんでした。そういった声も含めて、我々の努力が足りないところもあるのですが、実際に視覚障がい者の皆さんがどれくらいプレクストークを必要だという声があるのかということを見えて、ケースワーカーを通した相談も含めてどのようなご意見をいただけるかというのをまず見極めたいと思います。ただ現状では、障がい者の皆さんも相当高

齢化が進んでいる関係で、機械に対してなかなか一步を踏み出せないということも聞いておりますので、まずもって日常生活用具、プレクストークに限らず、障がい者の皆様方のニーズを的確に把握する中で政策がどうあるべきかということを検討していきたいと考えております。今のところは、委員さんがご指摘の方もいらっしゃるのでしょうけれども、私どもの手応えとしてはプレクストークの必要性について、大きな数字として把握できていないというような状況です。あと社協の関係につきましては、私から社協でそういったサービスができるか確認してみたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局： 先程の補足ですが、プレクストークの貸し出しということで1つだけ確認なのですが、貸し出し期間というのはだいたいどのようなものを想定されてのご提案でしょうか。私が聞いてしまって申し訳ないのですが。

委員： 年単位等、ある程度の期間をお願いできればと思います。

事務局： わかりました。ちょっと属人的になってしまう部分もあるので、社協とお話しするときの参考とさせていただきます。続いて駅前駐輪状況についてですが、確かに現状でも誘導ブロックの上に駐輪されているというのは確認しております。道路管理者が誘導ブロックの上に「ここは目の不自由な方の施設ですので自転車を置かないでください」といった注意喚起のシールを貼るという取り組みもされていますし、施設側においても駐輪を禁止して、駐輪場に移動してくださいという注意喚起はしております。どうしてもお店の前に駐輪したいというのは人情という部分もあるとは思いますが、同じ越谷市民として、障がいのある人もない人もという観点に拠れば、モラルに訴えていくということがひとつの方策なのかと考えております。そこで誘導ブロックの方向をかえる等の方法もあるのですが、現状では、今の位置から大きく動かすというのは難しいと、担当課ではないので確定的なことは申し上げられませんが、そのように考えています。続いて押し歩きの区間の設定ということで、確かに私も朝駅前通りを歩いてきますとかなりの勢いで自転車が走ってきます。私も避けるのが大変だと思っております。こういった押し歩き等の政策があるということは関係課にも周知していきたいと思っております。調査研究に値するような取り組みかと感じております。続いて地域適応支援事業の受け入れ側の問題です。確かにイベント化しているというお話を伺うこともありますが、この地域適応支援事業の実施にあたりまして連絡会議を設けております。その中でも2週間くらい前に会議が行われたのですが今回の

施策推進協議会の中で出た意見としましてそちらに反映していきたいと考えております。確かにお客様と考えている節もあります。受け入れ側の障がいのある方が来た際の仕事の切り出しというのは、実際自分のところの職員がやってしまえばあっという間に終わってしまうものもあるのですが、そういったことではなく、あくまでも地域の中で障がい者の方と共存と言いますか、いることが当たり前だということをもまず認識することからこの地域適応支援事業の意味合いがあると思います。市側からの意見として、会議の中で、また受託者との打ち合わせの中で改善できる点は改善していきたいと考えております。ただそれが賃金に結びつくとかそこまではまだ次の段階かと考えておりますのでただ改善できるところについては受託者にフィードバックといいますか提案していきたいというふうに考えております。次にグループホームのスプリンクラー設置の関係なのですが、これはあくまでも法定の話で利用者の安全ということを考えれば、例えば2階でトラブルがあって1階を水浸しにしていってしまったというようなことがあるからといって設備を免除するというのはちょっと本末転倒な部分もあるのかなというのが今伺っている中での感想となります。続いて要援護者の登録についてなのですが、これは角屋からご説明を申し上げます。

事務局： 私この障害福祉課に配属される前は危機管理課で防災担当をやっておりまして、まさにこの災害時要援護者支援制度の立ち上げに携わっております。この制度についてご説明させていただきますと、高齢者の一人暮らしの方でありますとか、高齢者のみの世帯、あるいは障がい者のいらっしゃる世帯、その他、災害時、例えば大地震が起こったときに自分ひとりの力では、もしくは家族の協力を得ても避難所まで自力で行けない方をどう助けるかと、この視点に立って登録制度というものがあります。元々が、行政機関、例えば消防や、私ども市役所、県庁、自衛隊もそうなのですが、発災時から、特に地震の場合、3日間はどういった機関が機能しませんよという大前提がありその中でそういう人たちをどうやって避難所に逃げていただくかという考え方の中、その方がお住まいになっているご近所の方、地域の方に助けに来ていただきましょうということでの、そのための登録という手続きを市役所がご協力させていただいてやっていくということでございます。従いまして、例えば1級の障がい者の方のご家庭があれば市役所に対して申請をする、それで市役所はそれを自治会ごとに分けしまして、各自治会に、そちらの自治会の中に助けてほしいと手を

上げている人がいますよという個人情報の提供を市から自治会に差し上げる、自治会ではそういう名簿を持って、日頃からこういう家に困っている人がいると把握をしていただいて、災害の時にはそういう知識を持って助けに行っていただいて避難所までの避難支援を協力していただく、こういった流れになります。元々越谷市東越谷地区でモデル地区ということで4年くらい経験を積みました。その経験をもとに去年の11月から全市に展開をしまして、広報等でお知らせする中で全市の方を対象とした制度を始めたという流れになっております。先程も申し上げましたとおり、申請の相談に来られた方はびっくりするのですが、登録すれば優先的に家に救急車が来ると思っていたとおっしゃられます。そうではなく、そういう皆さんが行けないので、地元の方に助けに来てもらうための制度ですよというご説明をするのですが、そのような制度ということになれば、助けに来てもらいたいという個人の方がいて、助けられる体制を持っている自治会がいることが条件になります。従いまして、個人個人の申請以外にも、各自治会に対して、この制度に賛同してくださいという手続きを仕掛けています。従って自治会として、自分の地域の方を助けに行くために名簿を持つ準備ができていない自治会さんは、時間をかけてもよいので賛同してくださいとお願いをしております。今日具体的な数字は持ち合わせていないのですが、全自治会が今330から340くらい市内であるうちの100ちょっとくらいの賛同に留まっていると、且つその100ちょっとくらいの自治会の中で申請をいただいた方で実際名簿登録まで至った方が310から320くらいの数字だったと思います。災害というのはそれこそ今すぐ起こるという緊急性があるのですが、やはりこの制度については地域の方に大活躍をしていただかなければならない制度ですので、ある程度時間をかけて防災意識の高揚や地域での役割というものを地道に啓発していく中で、最終的には賛同自治会100パーセント、それを希望する方すべての方が名簿に登録されるような制度になればよいなということで、決して気を長くしてやっているわけではないのですが、やはり熟成期間というものは必要な制度だと考えています。なお、自治会によっては、こんな制度使わなくてもうちは近所の人を把握しているから参加しませんと言ってきている自治会もあります。ですからある程度こじんまりした自治会であって昔ながらのコミュニティが既にあるという自治会については、この制度によらなくてもご近所の人による助け合いがもうできる体制があるということで、それも含めて全体としてこ

の災害時要援護者支援制度を進めて行きたいと市では考えています。すみません。説明が長くなりましたが以上です。

議長： はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。委員さんにご発言いただく前に、私が今日都合で、会長ながら、議長を星野副会長に譲りまして失礼させていただきます。

《会長退室、副会長が議長に》

副会長（以後議長）： では、どうぞ。

委員： （資料2）8ページに精神・難病保健医療体制の充実ということで、わが子が統合失調症で精神疾患を抱えているのでどうしてもこちらに目がいってしまうのですが、私もこの審議会委員になって、この進捗状況一覧を検討するということが3回になり、3つ並べてみたのですが、ほとんど変わらないのです。でも、ほとんど変わらないけれど、ここにある家族教室、これが先の見えない精神疾患を抱えている家族にとっては救いになる教室です。ですから今後も質を落とさないようにやっていっていただきたいなと、お願いします。それから、28ページの、障がい者の参画ということで、意見交換の機会づくり検討とあり、障がいを持った人はそれぞれ自分がその立場になって初めて深刻に考えられる人が多いと思います。障がい者の方々の集まりに必ず障害福祉課担当の方が行って意見を十分に聴いてあげてほしいと思います。十分やってらっしゃると思うのですが、それが基本かと思います。以上です。

議長： ありがとうございます。しっかり進捗状況の資料を読み込んでいただき、おっしゃることもごもつともだと思います。それで、今日の予定といたしましては、進捗状況の確認というのもさることながら、今後やっていかなければいけない調査票のチェックというのもございます。それからこの後の審議会体制についてもあると思います。また、今委員がおっしゃったような部分については是非、計画の策定の中でそういった意見も盛り込んでいただければと思います。

### 【報告】 （3）「第4期越谷市障がい福祉計画・第4次越谷市障がい者計画の策定に係るアンケート調査について」

議長： それでは続きまして、報告事項の3「第4期越谷市障がい福祉計画及び第4次越谷市障がい者計画の策定に係るアンケート調査について」事務局より報告願います。

事務局： 《資料に基づき説明》

・第4期越谷市障がい福祉計画及び第4次越谷市障がい者計画の策定に係るアンケート調査設問一覧

・第4期越谷市障がい福祉計画及び第4次越谷市障がい者計画の策定に係るアンケート調査票

議長： はい。ありがとうございます。ということでもう調査項目についてはこの通りでやるということですのでよろしいですね。それであと発送する直前だということですね。数字で出たものがすべて正しいかというところでもないということがあって、だからこそ委員の皆様のお知恵をいただかなければいけないということもあろうかと思いますが、まずそのたたき台となるべくアンケート調査をして、そして数のある程度どのようなニーズがあるのかなということを見ていきたいということだと思います。見る人が見たらもっと他の用語を使えとか、そういったご意見があろうかとは思いますが、自己弁護になります、会長、副会長で見させていただいて、これでもかなり直したつもりではございますが、ご意見や特にこの後の使い方等を含めましてご意見等ございましたら是非お出しいただければと思います。

委員： すみません。選択肢の細かいものまで覚えていないので、もし実際にその状況を確認できる項目があったら申し訳ないですけれども、全般として前回も申し上げたのですが、行きたいけど行けないでいる、働きたいけど働けないでいるという事態が現実にあると思います。そのあたりが炙り出されるような設問はどの辺りにあるかお伺いしたいと思います。

事務局： それではご説明をさせていただきます。例えば、お仕事をしたいと思われているが現状してなくて、そういった方の意向等を問うところというのは、例えば仕事に関する部分ですと、アンケートの一覧の6ページに「仕事についてうかがいます」というところがあります。そちらの通し番号52、53というところが関連する部分なのかと考えるのですが、52番で「仕事をしていない方に伺います。仕事をしていない理由はなんですか」という形で理由を問いまして、その次の設問で「仕事をしていない方に関して、なにか適当な仕事があれば働きたいか」というようなことで、そういった意向に関する部分については問うているという形になっております。

議長： あとこちらの身体障がい者用のアンケート票を見ていただければと思うのですが、14ページをご覧ください。14ページを見ると仕事について伺いますと書いてあって仕事をしている人については仕事をしている苦勞について書いてあるのと同時に15ページの問29

で「仕事をしていないとお答えの方に伺います。仕事をしていない理由は何ですか」等、そういう形で仕事をしていない人もお気持ちはどうあるのかというところを聞かせていただくという形にはなっております。ただ、もっとデリケートなところはインタビュー等をしないとわからないのかなという部分がありますし、また委員の方々の貴重なご体験やお知恵をいただかないといけないところがあるのかなと思っております。よろしいですか。貴重なご意見ありがとうございます。他に何かご意見ございますでしょうか。

委員： 前回欠席してしまいまして、発達障がいの最初の障がいのところなのですが、1 ページ目ですね。発達障がいの方は精神保健福祉手帳と知的障がいの手帳を両方持っている方もいらっしゃいます。ですからそこを聞いていただけたらうれしかったのです。遅くなってしまって本当に申し訳ないのですが、身体と知的よりも精神と知的で聞いていただけたらと思います。

事務局： 質問の流れでは、まず精神の手帳を聞いて、身体と知的を聞いている形なのですが、集計の段階でどの方がどれを持っているかということは把握できるものかと考えておりますので、そういったところでカバーしていければと考えております。

委員： 多分これで大丈夫だと思うのですが、すごくわかりにくいというのが正直なところでした。

議長： 他に何か関連した質問等ございますか。

事務局： すみません、今の関係なのですが、わかりづらくて申し訳ないのですが、4 番で精神の手帳を持っているかを聞いています。そして9 番のところでは身体障害者手帳や療育手帳もお持ちですかと聞いておりますので、ここで重複の場合は把握できます。

委員： 把握できるかとは思いますが、とてもわかりにくいと思いました。次回は反映していただければと思います。

議長： チェックしたときには、ここで設問を入れていることは確認したので、ただ見る人が見たらもう少し工夫すればよかったのではないかと思います。そういったところ含めて他にご意見等ありますでしょうか。

委員： 前回もお尋ねしたともいますが、ヒアリングについての何か具体的な考えが決まっていらっしゃるようでしたらお聞かせください。

議長： 関連することということで、ここで事務局からお答えいただければと思います。

事務局： ヒアリングについては前回の第3 次越谷市障がい者計画策定時にも行ったのですが、そのときと同様の流れで考えています。この流れと

いうのは、まず市内の障がい者の関連の団体に調査票による調査を行わせていただきます。その中でこういった活動をしているか、抱えている問題は何かといったようなことを伺っておりまして、その項目の中で、市の職員によるヒアリングを希望しますかという質問を設けています。希望するとご回答いただいた団体様を対象に、別途時間を設けてご意見を伺うということを考えています。実際に行うのは障がい者計画を策定する来年度になるかと思うのですけれども、そういったことを行う予定です。

委員： では27年度に入ってからヒアリングを行うということでしょうか  
事務局： はい。

委員： わかりました。ありがとうございました。

議長： いずれにせよ数だけで事足りるとしないということで確認できたと思います。他に何か、はいどうぞ。

委員： 9ページの番号92番の3で「(ネグレクト) 食事を与えられなかったり、排泄物の処理をされなかったり長いこと相手にされな“か”いでいる」というところについて、「ネグレクト」と言う言葉はもう皆さん知っているわけでしょうか。

議長： 一応事務局から、ネグレクトということばが普及していくだろうということで書いており、その横に具体的な項目として書いたということだと思いますが、何か補足することがあればどうぞ。

事務局： 誤植については申し訳ございません。また障害者虐待防止法の中で虐待の類型ということであげられているものを選択肢として採用させていただいております。

委員： ありがとうございました。

議長： ただ法律はあくまで法律であって、一般市民にこれを配布した場合どうなのかということを含めて抑えておかなければいけないことだと思います。他に何かございますか。では言葉のケアレスミス、この点はなおしていただくということ、また言葉の使い方や並べ方、そういったものはまた今後とも考えていかなければいけないだろうということ、それからこのネグレクトという言葉がすぐ市民に理解できるのかということについても真摯に考えていかなければいけないだろうということ、そういった反省を促されるご意見が合ったように思います。他になければ、実は次にも結構重要なことがございまして、ではその他で事務局から中核市の関係についてお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。私が司会としてやらなければいけないのは議事のところまでだったということでございますので、報告事項

(1)、(2)、(3)について皆様よりご意見等承りました。本当に皆様のご意見の中で真剣に読み込んでいただき、またこれからも反省してやっていかなければいけないのではないかという点が多々指摘されたように思います。予定された議事につきましては、皆様のご意見を伺わせていただき、終了させていただきましたので議長の役を降ろさせていただきたいと思います。事務局にお返ししたいと思います。

司 会： 星野副会長ありがとうございました。それでは、次第の4「その他」について、事務局から説明させていただきます。

#### 4 その他

事務局：《資料に基づき説明》

- ・中核市移行による(仮)社会福祉審議会障害者福祉専門分科会への越谷市障害者施策推進協議会の機能移行について

副会長： 閉会の前に、事務局と事前に打ち合わせした虐待について報告をお願いします。

事務局： 虐待につきましては、昨年度の協議会で報告させていただきましたが、それ以降事案が発生していない状況となっております。

副会長： あと、自立支援協議会においてどういうことを議論しているかについてをお願いします。

事務局： 自立支援協議会ですが、今全体会の他に専門部会という形で、相談支援専門部会、こちらが市内の指定特定相談支援事業所から構成している部会ということで、そこで受けている相談内容を分析して、課題を抽出するという役目がありますので、常設の部会というかたちで進めています。その他に部会の成果としては、前回も申し上げましたが、平成24、25年度で活動しました、知的障がい者専門部会、こちらで、当時虐待対応が続いたものですから、虐待が発生し、行政でそれを確認した場合、スムーズに一時保護ができるようにということで、入所施設が3箇所ありますので、こちらの施設を中心に知的障がい者に限ってですが虐待の一時保護のあり方を検討していただきました。そこには入所施設だけではなく、例えば通所施設であっても朝利用者が来たら、そこで虐待を見つけるということもありますので、そうすると保護ができるまで通所施設も無関心で入られなくなります。そういったことで市内の通所の事業所さんにも一時保護のあり方について、部会のメンバーとして入っていただき、最終的には入所施設のみならず、段階に応じてですがグルー

プホーム等の事業所さんも一時保護に協力するという事で、部会から提示された、市と各事業所さんの協定という形で、ひとつの施策として成果をあげたところでございます。あと、今現在精神障がい者専門部会がありますが、こちらは今法改正に伴って入りました地域移行についてどのように取り組んでいくべきか、そのようなことを部会で検討している段階でございます。

司 会： 最後に進行が乱れ大変申し訳ございませんでした。

## 5 閉会

司 会： それでは最後に星野副会長より閉会のごあいさつをいただきたいと存じます。

副会長： 皆様どうもお疲れ様でした。今日最後に自立支援協議会、それから虐待のことを少し触れていただきましたのは、私から事務局に事前打ち合わせのときをお願いしたとおりでございます。それでなぜかと申し上げますと、実は数では見られない部分が結構あるだろうと、もちろん皆様の英知をいただかなければいけない部分がありますが、さらにそういったところから、いろいろな角度から計画というものは見ておかなければいけないだろうと、そういった思いの中で事務局から発表していただいたということでございます。ただ今日はあくまで調査票ができたというだけの話でございまして、これからまた長い道のりになろうかと思いますが、少しでも地域で生活しておられる方のお役に立てるように努力していく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。あとは委員からの配布物を配らせていただきたいと存じます。以上です。

司 会： ありがとうございます。以上で平成26年度第1回越谷市障害者施策推進協議会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき大変お疲れ様でございました。ありがとうございます。

以上